

「工事における現場環境改善費」試行要領

1 目的

近年、住民の協力を得て工事を円滑に進めるうえで、地域との連携を図ることが重要になっている。また、建設労働者不足が深刻化するなかで労働者の作業環境を改善することは、必要な労働者を確保し事業を円滑に推進するうえでも、不可欠な条件となってきた。

工事における現場環境改善は、これらを踏まえて、地域との積極的な連携を図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資するものである。

2 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、農業農村整備事業における全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については対象外とすることができる。

※実施が困難な工事・・・災害復旧工事、維持修繕工事 等

※効果が期待できない工事・・・工期が1ヶ月未満など工期の短い工事 等

3 実施内容

受注者は別表の実施する内容を計上項目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容以上選択し、合計4つの内容を実施する。

ただし、他の要領等によって定められている内容については、現場環境改善費では対象としないものとする。

4 実施方法

（1）発注時

発注者は現場環境改善に要する費用を当初設計から計上するものとする。また、実施内容を別添「特別仕様書記載例」を参考に契約図書に明示するものとする。

（2）施工計画書による実施計画の提出

受注者は現場環境改善の実施内容、実施時期について施工計画書に含めて提出するものとする。

（3）実施報告

受注者は工事完成時に現場環境改善の実施状況写真を監督員に提出すること。

(4) 変更または中止の協議

施工計画書に記載した実施内容等について、現場状況の変化等により実施が困難となった場合は、工事打合簿により監督員と協議のうえ、内容の変更または中止することができる。

(5) 工事成績評定

本要領に基づき実施した内容について、工事成績評定の加点対象としない。

なお、現場環境改善の実施が困難になった場合、これを理由とした工事成績評定減点を行わない。

5 積算方法

発注者は下記の算出式から現場環境改善費を算出し、共通仮設費に計上する。

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot P_i$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：% 少数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i (%)
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot P_i^{-0.3520}$
	5億円を超える場合	0.34

イ 計上されるものは、別表の実施する内容のうち、計上項目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）をそれぞれ1内容以上選択し、合計4つの内容を実施することを基本とした費用である。

ウ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体の率である。

エ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

オ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

6 設計変更

ア 熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議のうえ、決定するものとする。

イ 協議により現場環境改善を実施しない場合は、変更の対象とする。

7 その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議のうえ、これを定めるものとする。

附 則

この要領は令和3年2月15日以降に決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は令和4年5月15日以降に決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は令和5年5月15日以降に決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は令和6年5月15日以降に決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は令和7年4月15日以降に決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は令和8年4月15日以降に決裁に係る工事から適用する。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 ICT 設備の充実 作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策（警報器等） 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（農家との調整等、地域行事等の経費を含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）